

外国人渡航者に対するブラジル入国制限措置の変更について（ワクチン接種証明書又はPCR検査陰性証明書の提示措置の解除）

2023 年 6 月 7 日

○5 月 21 日、ブラジル国家衛生監督庁（ANVISA）は、世界保健機関（WHO）が新型コロナウイルス感染拡大を受けて発出していた「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態宣言」を解除したことに伴い、政令 6 7 8 号の無効化を決定した。

http://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/6348383/RDC_754_2022_COMP.pdf/ff26ac3b-683a-4fda-b7a7-c17af6f74b5a

○これによって、ブラジル政府は、ブラジルへの渡航者に対してワクチン接種証明書もしくは PCR 検査の陰性証明の提示を求めないこととなった。

・ 国家衛生監督庁（ANVISA）のホームページ

<https://www.gov.br/anvisa/pt-br/assuntos/noticias-anvisa/2023/covid-19-entenda-o-fim-das-medidas-para-entrada-de-viajantes-no-brasil>

（要約）

新型コロナウイルス：外国人渡航者に対するブラジル入国制限措置の終了について

5 月 21 日以降、ブラジルに入国する外国人渡航者に対する検疫措置が解除された。世界保健機関が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態の宣言を終了したことを受けて、国家衛生監督庁（ANVISA）は抗原検査又は RT-PCR 検査陰性証明書の提示を求めないことにした。

海上クルーズ船での旅行者の乗船、下船、および輸送に関する衛生要件は、5 月 15 日、同庁が「Collegiate Directory Resolution（RDC）789/2023」を発表し、撤回された。

また、国内の空港施設とブラジルの航空会社の機内に関する措置について、RDC 684/2022 が 5 月 21 日に執行期間満了により効力を失った。

これらの変更は、WHO が新型コロナウイルスによる国際的緊急事態の終結を宣言したことを受け、ほとんどの国が決定した内容と同様である。ワクチン接種証明書を義務付けている唯一の国であるアメリカ合衆国も 5 月 12 日に旅行者の入国制限を撤廃している。また、イギリス、スペイン、ポルトガル、ドイツなどヨーロッパのほとんどの国も 2022 年に制限を解除している。

※「たびレジ」簡易登録された方でメール配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願い致します。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delite>

※ ご帰国、他国に転居等されておられ、帰国（転居）届がお済みでない場合は、誠に恐れ入りますが、以下のとおり手続きをお願い致します。

<帰国>

紙で在留届を提出された方は、当館にメールで帰国届を提出して下さい。

ORRnet を利用されている方は以下の URL から手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

<転居>

最寄りの在外公館に紙で提出するか ORRnet を利用して在留届の提出をお願いします。

(問い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館

電話：41-3322-4919

e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp

https://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html